



東はりまフォルクスガーデン黒田庄

## ごあいさつ



兵庫県行政書士会東播支部  
支部長 吉井 敏 恭

新しい年を迎え、皆さまに於かれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

1999年は、皆さまにはいかがな年でありましたか。相変わらずの景気低迷が続き、依然として光明を見いだせない状況であります。

当然、我々、行政書士にとりましても景気低迷は深刻な問題であり、重ねて行政革命、高度情報化と激動する社会への対応を余儀なくされる一年でありました。

多種多様の業務分野を有する行政書士は、他に類を見ない資格であり、会員の殆どが人間性あふれる一匹オオカミであります。ですから景気低迷は深刻な社会問題でありながらも個々は力強く活躍されていることとご推察申し上げます。

す。この恵まれた資格が災いして一致団結しての職域を守る活動や会務運営に大きな成果が現れないのが現実となっています。

物事のすべてをプラス思考に切り替えられると思われがちな私たちにとりましても「トスカ」の年の暮れでありました。試みもうまくいかない、結局は時の流れがすべてを呑み込んで解決してくれるのを待つしかない日々を過ごしました。

「どうだ、わかったか」と自問自答いたしますと、今迄は見えていなかったものが見えてきて、生の手応えを実感いたします。

行政書士にとって2000年は、明るい年になるのでしょうか。それとも社会の流れがすべてを呑み込んで解決してくれるのを待つだけの年なのでしょうか。

行政書士として積み重ねた知恵と経験で社会の要請に応えるべく努力したいとおもいます。

〔→次ページへ続く〕

**行政書士は、まちの身近な相談相手**

本会では「組織改革検討特別委員会」が発足し、新しい時代に対応する組織運営の検討が始まりました。

また支部におきましては、第40回の節目の定時総会を迎える年であります。この記念すべき総会を支部長として迎えますことは感無量の思いでありますとともに、4月の総会では90有余の支部会員が一同に会し、親しくお出あいできることを楽しみに願っております。

滄浪之水清兮

(滄浪の水清まば)

可以濯吾纓

(以て吾が纓を濯う可し)

滄浪之水濁兮

(滄浪の水濁らば)

可以濯吾足

(以て吾が足を濯う可し)



## 2000年はインターネットで

東播支部 三村良三

ここ数年の社会の変動や自然現象は、実にすごい。これはまだ当分続くのでしょうか。何か夢を、ロマンを、展望をと考えてみるけれども、日々の仕事やボランティアに追われて、自分自身も見失しかねない状況です。行政書士の仕事や役職を通じて思うことを一つ二つ書いてみます。

◆インターネットは、もう導入されましたか。当支部でも次々と増えています。身近なことでは、平成10年から建設省関係や郵政省の入札指名願いがインターネットでの受付を始めました。建設業者の経営事項審査結果はインターネット上で公開され、業者の方から他社分のプリントアウトを頼まれることもあります。また、CORINSやTECRISの登録もインターネットですの方が効率的です。登記関係も平成13年頃から導入されるようです。行政書士も電子化に対応していかなければ仕事ができなくなります。

◆コンピュータネットワークによるオンライン通信の問題点としては、一般的に(1)通信盗聴の防止(2)文書内容改ざんの防止(3)本人確認(4)受信拒否の防止などが挙げられています。対策として、電子認証制度が各省庁や民間で検討されています。日行連では、既にベリサイン社とタイアップして認証局を設置し、クラス2の電子証明書を発行していますし、これから各省庁が設置しようとしている認証局との相互認証に向けて折衝しています。日本行政に電子証明書発行申請書がありますので、お申し込み下さい。これから、行政書士間や他の業界とのネットワークを組んで仕

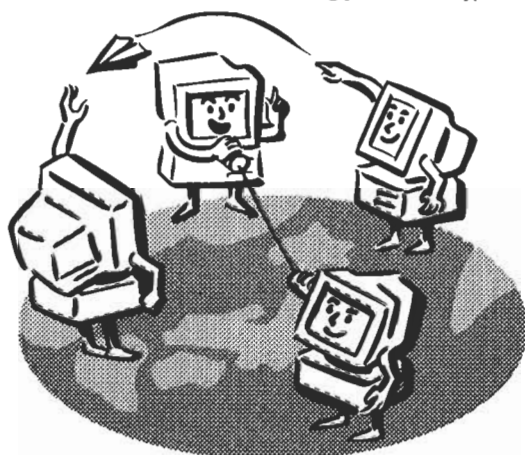
事をすすめる上でも有意義であると思います。

なんと言っても、電子メールは便利です。ファックスが普及し始めたころは、なんて便利な機械だろうと感心しましたが、メールはそれ以上です。メーリングリストでの情報交換、電子会議も便利です。

◆先日、私のパソコンが突然ダウン、修理に出してハードディスクを交換し、再セットアップをしてインターネットに接続し、疲れしました。「買ったときからすぐ使えるインターネット」と言うのは、故障したときには通じません。自分でできなければ、有料です。

◆業務研修制度を検討すべき時期にきています。田中清業務研修部長とも協議し、行政書士事業団が主催した基礎的研修制度をスタートさせようと考えています。新入会員や新しい分野に業務展開を希望する会員に、5日程度のカリキュラムを組んで、関係法令、許認可の流れ、書類の書き方、官公署の管轄窓口などの知識を習得し、新たな仕事にもあわてずに対応できるようにしていただこうとするものです。講師、資料、会場等経費が必要になりますので、有料になります。実施計画が決まればご案内します。

(Mail address : mimura-r@gyosei.or.jp)



# 住宅ローン控除制度と 住宅用土地(定期借地権)

吉田 稔

平成11年の改正により、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの2年間の時限措置として『住宅ローン控除制度』が新しく創設されました。

新しい『住宅ローン控除制度』は、控除期間を6年間から15年間に延長し、控除額の算定基礎となる年末借入残高を3,000万円から5,000万円へと引き上げられました。

さらに、適用対象となる住宅借入金の範囲に、家屋の新築又は購入とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の購入に要する資金に充てるための借入金又は購入の対価に係る債務で一定のものが追加されました(措法41①)。

定期借地権を設定する場合、借地人は地主に対して権利金や保証金等を支払う場合があります。その権利金や保証金等の支払いに充てるために借り入れた借入金又はその支払対価に係る債務を有する場合は、次のようにこの制度が適用されます。

## ① 権利金を支払う場合

権利金は、定期借地権の取得の対価として支払うものであるから、その支払いに充てるために借り入れた借入金又はその支払対価に係る債務は適用対象となります。

## ② 保証金等を支払う場合

保証金等は、地主に対する預託金であって定期借地権の取得の対価であるとはいえません。しかしながら、定期借地権の設定時における保証金等の額とその保証金等設定時における返還請求権の価額との差額については、定期借地権の取得の対価に該当するものとし、その差額に係る借入金又は債務はこの制度の適用があることとなります。

それから、適用対象となる住宅借入金の範囲に、家屋の敷地の購入に要する資金に充てるための借入金又は購入の対価に係る債務も追加されたのではあるが、措置法通達41-23において、「敷地の取得対価の額」に含まれるものについて明記しています。

つまり、敷地の取得対価の額には、埋立て、土盛り、地ならし、切土、防壁工事その他の土地の造成又は改良のために要した費用の額も含まれるとしています。

そして、土地等と建物等とを取得した直後に建物等を取り壊すような場合は、土地等のみの価値に着目して取得したものであると考えられます。土地等と建物等の取得が当初からその建物等を取り壊して土地等を利用する目的であることが明らかであると認められるときは、その建物等の取得価額及び取壊し費用は、敷地の取得対価の額に含まれるものとしています。

## ■住宅ローン減税の改正ポイント

	改正前		新しい住宅ローン控除制度			
①控除期間	6年間		15年間			
②控除額合計の上限	180万円(平成10年居住分)		587万5千円			
③ローンの年末残高の上限	3,000万円		5,000万円			
④ 控 除 率	□ (~1,000万円までの部分)	1~3年	4~6年	1~6年	7~11年	12~15年
	┆ (~2,000万円までの部分)	2.0%	1.0%	1.0%	0.75%	0.5%
	┆ (~3,000万円までの部分)	1.0%	1.0%			
	┆ (~5,000万円までの部分)	0.5%	0.5%			
⑤適用対象となるローン	住宅のみ		住宅及びその住宅用土地			
⑥中古住宅	木造など	築後15年以内		築後20年以内		
	耐火建築物	築後20年以内		築後25年以内		
⑦住宅の床面積要件	50m <sup>2</sup> 以上240m <sup>2</sup> 以下		50m <sup>2</sup> 以上で上限なし			



※左記①~④の改正は、平成11年・12年の2年間に住居開始の場合に限定適用。  
左記⑤~⑦の改正は、平成11年1月1日以降に居住した住宅に適用。

### 注意

平成11年1月1日から平成11年3月31日までに住居した場合、新しい住宅ローン控除制度と改正前の制度との選択適用となりますので、試算してどちらが有利な方を選択する必要があります。



SEKISUI HOUSE

人を、街を、未来へと導く住まいづくり。

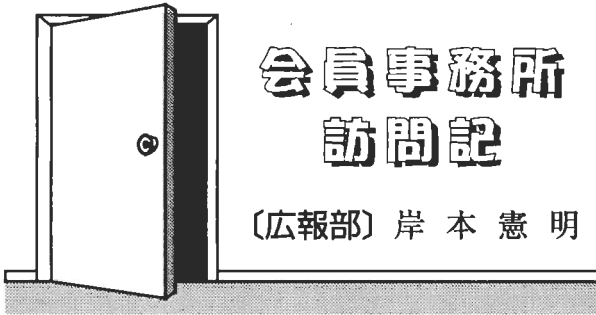
※加西市内の土地情報も、積水ハウスにお任せ下さい。

お問い合わせ・資料のご請求は…

積水ハウス株式会社

加西店 TEL.0790-42-5840

加西市北条町栗田 2-2-201



## 会員事務所 訪問記

〔広報部〕岸本 憲明

社町で永年開業されている田中行政書士事務所様を平成11年12月2日に訪問させていただきました。

当事務所は昭和42年より田中とし子会員により開業。その後、御子息の田中清会員が加わり、本年には、お孫さんの田中琢磨会員も入会される等、3世代にわたり、同一事務所で一緒に仕事をされている大変息のあったアットホームな事務所でありました。

事務所位置は加東郡内はもとより、自動車ですら30分圏内で近隣の市町まで広範囲をカバーできる好位置にあり、他士業の司法書士、土地家屋調査士業務も合わせて行なっておられるため、関連した業務依頼が多くあるそうで、補助者の方々も含め、総員5名で精力的に業務をこなしておられる様子がかうかがえました。

創設者である田中とし子会員は、昭和37年に資格を取得されたとの事で同期生も数えるほどしかなく、当時は扱う業務の範囲も限られたものであつたが、農地関連を軸に今日までかなりの量をこなしてこられたという事です。今、振り返れば、なつかしくも楽しい思い出がたくさんありますと語られ、先輩の歩みに重さを感じました。

田中清会員によりますと行政書士業務としては、農地関連や水路払い下げ手続き関連の仕事が多いそうで、業務の全般にわたり言えること



として「依頼者の立場に立って誠心誠意努力する」ことがセールスポイントだと強調されていたことが印象的でした。今後も、地元の皆様に親しまれる事務所にしたいという事務所の方針をお聞かせ頂き、当事務所の繁栄ぶりを納得させられた次第です。又、新入会員へのアドバイスをお伺いしたところ、「日々業務に関する知識、技術の習得に努めて頑張ってもらいたい」と結ばれました。広報部の我々も身につまされる思いで初心に戻り、日々研鑽の重要性を再認識させられ、いい勉強をさせていただきました。

お忙しくされている中にもかかわらず、終始、業務について熱っぽく語って頂きました事務所の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。事務所のますますの発展をお祈りし、お礼を申し上げます。



あなたのビジネスを  
プロサポート!!

- ◆カラーコピー ◆青写真
- ◆電子複写 ◆各種製本
- ◆各種印刷 ◆OA機器販売

株式会社 ヤシロコピーサービス

本 社 兵庫県加東郡社町社1220-3  
〒673-1431 駒ビル 3F  
TEL. 0795-42-9999  
FAX. 0795-42-9998



## 介護保険制度について

中村 敬吾

平成12年4月から介護保険制度が始まります。

急増する介護問題を社会全体で支えていくのが目的であり家族の方に介護が必要となったとき、各市町へ申請し介護が必要と判定を受ければ（判定には不服申し立てもできます）介護経験のある専門家にその方に適したサービスの利用方法を手助けしてもらえ実際にさまざまなサービスを利用していくのですがサービスには1割の自己負担額がかかり、お金を支払わなければなりませんし、介護サービスを支えるためには財源も必要ですから40歳以上の方を対象に、毎月一定の額の保険料を年齢や所得に応じ納めていくこととなっています。

以上は、各市町が窓口となる介護サービスを大きく説明しましたが、各企業の経営者の方々におかれましては平成11年4月1日から、介護休業制度は事業主の努力義務から義務となっています。ということはもう既にあらゆる企業に法律のすべてが例外なく適用されることになり介護休業に関する事項は就業規則の絶対的記載事項の休暇に該当しますので、介護休業制度を就業規則に規定していないと法違反を問われます。職場の体制整備を兼ね早期の見直し若しくは制定を期待します。

### ■介護休業制度について

1. 少子、高齢化、核家族化の進展
2. 介護の実情
3. 介護休業制度の法制化につながる

本年4月\*から介護休業制度がすべての事業主に義務づけられました。すでに法制化されている育児休業制度に介護休業制度を合体させる形で施行されたものですが（法律の略称は「育児・介護休業法」）、その介護休業部分の概要をお知らせします。法令に基づくこの制度は、「家族の介護を必要とする労働者は、事業主に申し出て介護休業をすることができ、事業主は子の申し出を拒むことはできない」というものです。

### ★2週間前までに申し出て

介護休業をすることができるのは、病気等により、2週間以上にわたって常時介護を必要とする状態にある家族を介護する労働者であればよく、男女の性別は問いません。但し、日々雇い入れる者、期間を定めて雇用される者は除かれます。介護休業することができる対象家族の範囲は、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹、および孫です。このうち祖父母、兄弟姉妹および孫については同居し、かつ扶養していることが条件です。介護休業を希望する労働者は、対象家族の氏名、介護を必要とする理由、休業の期間（開始・終了の日）などを記載した「介護休業申出書」を事業主に提出しなければなりません。申出書の提出期間は介護休業開始予定日の2週間前までです。その際、事業主は労働者に対して記載事項の事実を証明する書類の提出を求めることができます。介護休業できるのは、原則として対象家族1人につき1回で、連続した3ヵ月が限度とされています。例えば、4月1日を介護休業開始予定日とすると7月1日まで。3ヵ月の範囲内であれば2週間でも1ヵ月でもかまいません。分割しての利用は特別な理由がない限り認められません。

### ★勤務時間短縮等の措置も

事業主は、条件を満たした労働者の休業申し出を拒むことはできませんが、労使協定を結べば、入社1年に満たない者、3ヵ月以内に雇用関係の終了が明らかな者等については制度の適用を除外することができます。

尚、休業の申し出をした労働者には、介護休業中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件を明示しなければなりません。また事業主は休業終了後の労働者や就業しながら家族の介護をする労働者のために、短時間勤務や始業時刻の繰り上げ・繰り下げ、フレックスタイム制の措置が求められています。

### ★介護休業給付制度（賃金月額25%支給）

休業開始前2年間に支払い基礎日数11日以上の月が12ヵ月以上ある雇用保険の一般被保険者が、無給の介護休業をした場合給付されます。80%未満の賃金を受ける場合は一部支給されることがあります。

清水舞  
きよみずまい

谷川の清流と低農薬で育てた  
ピュアーな

こしひかり

<http://www.net135.or.jp/~kenny/>  
E-mail [kenny@net135.or.jp](mailto:kenny@net135.or.jp)

## 行事参加レポート

〔広報部〕 岸 本 憲 明

### 法の日の無料相談所開設

平成11年10月2日(土)「サティ小野店」において、土地家屋調査士との共催。

行政書士の業務を広く知って頂くため、ティッシュペーパーを配りながら熱心に相談に応じていました。相談内容的には、相続、遺言、土地開発、土地境界の問題、年金手続き等広範囲に及びました。それぞれの相談者が満足して帰られる姿を見ては、ほっとしながら閉会の午後4時頃には相談員の表情にも快い疲労感と充実感があり、有意義に終了いたしました。



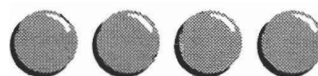
### 土地開発分科会の研修会開催

平成11年11月13日(土)に加西市の「ラビィ加西」において開催されました。

研修内容は

- ①平板測量した境界点に任意座標値をもたせる方法について
- ②建築基準法第43条による敷地と道路について

で、いずれも行政書士業務の中でも他士業との関連の深い分野に属した内容でありました。2名の会員が講師となる形式で進行し、出席者は12名でした。今後、機会があれば、分科会のワクを越えて相続、遺言、所有権移転等の手続き等についても研修を持ち、見識を深めたいとの希望がありました。



## 親睦旅行に参加して

～トラブル旅行記～



村上紀文

11月23日伊丹空港を東播支部11名。総勢73名が12時30分JAL313便で離陸し福岡空港に13時35分に到着。2台のバスに揺られながら、バスガイドの馴軽さに笑いながら、蟒蛇のような諸先生方とともに楽しい時間を過ごしながら九州長崎道を一路、吉野ヶ里遺跡へと進む。ここはまだ全体の発掘がされていないが数多くの出土品が発見されている。なかでも物見櫓や縦穴住居の復元もされておりその大きさに驚いた。また資料館には、有柄銅剣・ガラス製の管玉・甕棺・頭骨のない人骨等々が展示されており時代を遡って堪能させてもらった。



宿泊は嬉野温泉「ホテル萬象閣 敷島」で、さすが温泉のメッカ、肌はツルツル、身体はボカボカ、仕事や体の疲れが一挙に無くなるようなお風呂であった。

親睦の宴は、なごやかの中にも笑いあり、佐賀の美味を舌鼓し、話に花が咲きカラオケで歌っていた人には申し訳ないが、ほとんどの人が歌



【参加者の一部】

も聞くことあわずであった。

明るる日の出発は午前8時と早く眠い目を擦りながら雲仙の地獄巡りに向かった。そこには、地獄のような話が待っていた。オーこわ！普賢岳に登ったが、霧で山頂はおろか下界も全く見渡す事ができず、ただ霧を肺一杯に吸っただけで火砕流の傷痕も見ることではできなかった。ガックリ。

帰路については長崎空港からであったが、いざ離陸の時、大変な事態になった。二つ有るエンジンのうち左側が動かないとのこと。機内はザワザワとし、晴天であったため室内温度は上昇。エアコンは効かない。整備士がコックピットに来る。窓越しに見ればエンジンの点検中。待つこと40分。大事に至らず発進し伊丹空港に無事に着陸。

二日間の旅は、見学時間も少なく見るところもなく、ただ飛行機とバスに揺られた昔懐かしい修学旅行のようなもの。楽しみが少なく不満が残るトラブル旅行であった。



## 雑感

上井秀勝

「旅行が好きですか」そう聞かれれば、たいていのは「好きです」と答えると思います。私も例外に漏れず旅行が大好きで、年に数度、鞆を片手に出かけています。

学生の頃、夜汽車に乗って東北を旅行したのがきっかけで、全国各地をおりあるごとに出かけていっています。ここ数年、毎年訪れる土地があり、秋田県の南部に位置する象潟という町

です。そこには、すそ野を広げて、ひときは高くそびえる鳥海山や今は隆起してしまった十九島があり、西日本では見ることのできない景勝の地です。

何故、ここに来るのか？。何故、旅行をするのか？日常からの一時的離脱、はたまた異文化との交流等々。色々理由を付けることが出来ると思いますが、私の場合、逍遙遊でいきたいと思っています。それでは、この辺で。

## “やってみなはれ”

足立 勝美

インターネットの普及により、いろいろな新しいネットビジネスが生まだされています。大手企業の宣伝にも新しい図式が、出来始めているようです。従来は新製品の宣伝といえば、テレビ・新聞・雑誌などのマスメディアを使った広告と決まってきました。

ところが、サントリーが98年に売り出したウイスキー「無頼派」は、そのネーミングやボトルデザインも独創的ですが、宣伝や販売促進をインターネットに限った画期的な方法を採用しました。

入社2年目の新人社員の企画により、ホームページには無料のメールサービス・ゲーム・懸賞付投稿欄・会員掲示板などがあり、これまでの一方通行のマスメディアではなく、双方向性を持つインターネットの特色が生かされています。

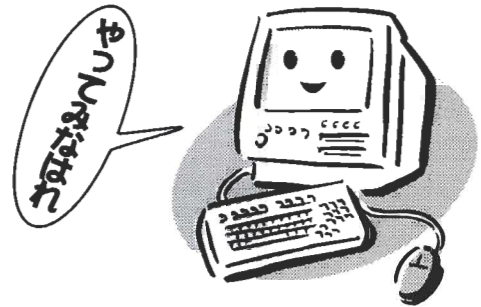
これにより、テレビCMだけでも5~10

億円かかるといわれている広告宣伝費を、1,500万円しか使わずに、6億円を売り上げました。

新入社員のアイデアや企画がヒットにつながったのですが、それが実現した背景には、サントリーのネットビジネスに対する理解や、それを応援する環境が整っていたからだろうと思います。なんでもインターネットで宣伝すれば成功するほど、甘くはないでしょうから、「前向きな失敗」を許す社風がなければ、なし得なかったでしょう。

## “やってみなはれ”

サントリーの創業者、故鳥井信次郎初代社長の口癖だったそうです。



## 編集後記

岸本 憲明

2000年までにこれをしておこう、あれもしておこうと色々と計画を立ててはみたものの、これと言った成果を残せないまま、はやくも2000年に突入してしまった。予想通りと言おうか、大きな怒濤は容赦なく地球人を飲み込み、我々は進む方向性をしばし、失つてのスタートである。

今、確認すべきは、確かな個の確立と国家の国家たる確立か。

毎回、多数の原稿、資料等を頂いておりますことを感謝致しますとともに、本年も変わらず、皆様の御協力と御指導をよろしくお願い致します。

〒675-2303 加西市北条町古坂6丁目17番地

**おりた外科・胃腸科医院**

TEL.0790-42-6000(代)

**トップ調剤薬局**

TEL.0790-42-5935

ぎょうせい はりま No.44

発行日/平成12年1月1日

発行人/吉井敏恭

発行所/兵庫県行政書士会 東播支部

〒677-0016

西脇市高田井町596-1 吉井敏恭事務所内

TEL(0795)23-2480 FAX(0795)23-3272